

池田市立中学校・義務教育学校
に係る部活動の方針

令和6年4月改訂
池田市教育委員会

1 「池田市立中学校・義務教育学校に係る部活動の方針」策定の趣旨

学校教育の一環として行われている部活動は、生徒がスポーツや文化・科学などに親しみ、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的な意義の高さは認められてきた。

一方、生徒においては、連日または長時間にわたる活動によって十分に休養がとれず、心身の健康を害したり、また、教員においては、未経験の部活動を担当することによる負担や長時間勤務による多忙感など、改善すべき課題も多くある。教育に関する課題が複雑化・多様化し、学校だけで解決できない課題も増え、従来体制では部活動の維持が難しくなっている。

このような状況の中で、全国の生徒が、各自のニーズに合ったスポーツや芸術文化等を行うことができ、部活動が持続可能なものとするために、部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があるとし、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」を、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」を、大阪府教育委員会が「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を策定した。本市では、これらのガイドライン・方針に則り、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築することを目指し、「池田市立中学校・義務教育学校に係る部活動の方針」を策定した。

その後、スポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を策定、大阪府教育委員会が「大阪府における部活動等の在り方に関する方針（令和5年8月）」を改訂した。今般策定された国のガイドラインや府の方針を踏まえ、本市でも「池田市立中学校・義務教育学校に係る部活動の方針」を改訂することとした。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

- ア 校長は、池田市教育委員会が定める「池田市立中学校・義務教育学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。
- ウ 池田市教育委員会は、上記ア・イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- ウ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文科科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮、欠席等の相談しやすい環境の整備等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、環境省より発表される暑さ指数（WBGT）の大阪の数値を参考に、実施の可否、活動内容・活動時間等について、生徒の安全を最優先に学校長が適切に判断する。

(2) 体罰・ハラスメントの防止の徹底

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳

を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

4 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果も考慮し、以下を目安とする。ただし、過度な活動にならないように配慮することを前提とするが、大会等の実施の場合は、下記を目安を参考に柔軟に対応する。

○ 休養日の設定について

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える等の工夫を行う。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。ただし、「部活動ガイドラインの順守に向けた加配定数の執行について（令和5年11月15日 文部科学省初等中等教育局財務課 事務連絡）」の内容に留意すること。